

2021年1月6日

施設会員 各位

一般社団法人日本総合健診医学会
理事長 福武 勝幸

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が再度行われた場合への対応について

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が再度行われる模様ですが、緊急事態宣言が再度行われた後の健康診断と保健指導等については、昨年5月26日に発出された通達「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」(医政函発0526第1号、基安労発0526第1号他)の記載事項、「第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について」(添付)に従って対応していただくようご案内申し上げます。

なお、今回の緊急事態宣言による指示内容は昨年とは異なる可能性があります。1月5日時点で学会が入手している情報では、この通達の内容については変更されない見通しであることをご承知いただきますようお願い申し上げます。

追伸 本文の第3の1および2に下記の記載があります。

- ①集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。
- ②個別で実施するものについては、各自治体において、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

一方、Q&Aの4-1～3に下記の説明がありますのでご確認の上、ご対応ください。

4-1 「集団で実施するもの」と「個別で実施するもの」とあるが、それぞれの基準はあるのか。

(答) 緊急事態宣言の対象地域において集団で実施するものについては、少なくとも緊急事態宣言の期間において、原則として実施を控えていただくよう要請していますが、これはいわゆる「三つの密」(※)のある場では感染拡大のリスクが高まることから、そのような場所での各種健診・保健指導等の実施を原則として控えていただくよう要請するものです。したがって、「集団」が「個別」については、「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断をいただくようお願いします。

※①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)

②密集場所(多くの人が密集している)

③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

という3つの条件 (新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更))

4-2 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること」とあるが、どういふことか。

(答) 緊急事態宣言の期間内においては、緊急事態宣言の対象地域において集団で実施する各種健診・保健指導等については原則として実施を延期していただきたい旨要請するものです。

また、「原則として」としているのは、必ずしも集団で実施する各種健診・保健指導等につき全て延期を求めるものではなく、地域ごとの感染の状況を踏まえた上でご判断いただきたいという趣旨です。

4-3 「個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断」とあるが、どういふことか。

(答) 個別で実施するものについては、「三つの密」の条件がない場において行われるものが前提ですので、各種健診・保健指導等を実施していただくことも可能ですが、その実施の可否については、感染拡大防止の観点を踏まえ検討し、各自治体において、実施機関等と相談しながら判断をしていただきたいという趣旨です。

(添付)

- 1) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について (医政函発0526第1号、基安労発0526第1号他) および Q&A 全文 (2020年5月26日)
- 2) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について (本文+Q&A から抜粋)